

京都市告示第307号

平成26年11月14日京都市告示第391号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の表について、一部を次のとおり変更します。

令和6年7月26日

京都市長 松井 孝治

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
社会福祉法人京都光彩の会に対する寄附金	京都市中京区壬生仙念町30番地 京都市地域リハビリテーション推進センター1F

を

」

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
社会福祉法人京都光彩の会に対する寄附金	京都市中京区壬生東高田町1番地の20

に改める。

」

(行財政局税務部税制課)